

21. 茂里町地区整備計画区域

別表第 2 . 用途の制限 (第 4 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
茂里町地区	(1) キャバレー、ナイトクラブ又はダンスホール (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの

別表第 6 . 壁面の位置の制限 (第 8 条関係)

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
茂里町地区	2 メートル (茂里町地区計画の計画図に示す壁面の位置の制限がある範囲に限る。)	